

第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任（2）

般児童と差別され、教育のひとしい機会が阻まれていることは、人権の尊重を基調とする民主主義社会の在り方ではない」とし、PTAの反対運動に対しては、「多数の暴力を以て教育の機会均等をよく圧するもの」であり「深く猛省すべきこと」と批判した。

だが、4月7日には反対派町民大会が行われ、同盟休校が決議された。翌8日の入学式には、反対派による登校妨害が起こった。龍田寮からの新一年生4人が付き添いの保母ら5人と登校したが、校門には「らいびやうのこどもと一しょにべんきやうをせぬやうに、しばらくがくかうをやすみませう」との大きな張り紙が張られ、反対派保護者が子どもたちを家に帰るよう促していた。8日当日の出席は、全校児童1928名のうち、わずか76人であった。職員室前の廊下では、賛成派と反対派父母の押し問答があり、授業は一時限目で打ち切りとなった。翌9日の登校は276人、21日には432人と増加していくが、反対派は校区内の各所で寺子屋式教室を開設した。退職教員やアルバイトの大学生を雇い、寺や神社、工場など17ヶ所で8時から12時までの「学習」を始めた。「第二黒髪小学校」と称したこの取り組みについて、当時5年生だった清藤喬生氏は、近くの倉庫に設けられた私設教室に通ったが、「黒板もなく、ほとんど自習」だったと振り返る。結局、熊本市教育委員会は、臨時休校の措置を取らざるを得なかった（熊本日日新聞社2004）。

清藤喬生氏の母・清藤綾子氏は、通学反対のデモにも何度か参加したことがあったが、反対派になったのは、「PTAの役員の人たちが『ありゃー、うつる、うつる』て言いなされるもんだけん。私もそうかなと思うとりました」ということだった。PTA総会で、賛成派の江藤氏が「そんなにうつる病気じゃない」と説明しても、周囲から「いや、うつる」と野次られたり、小突かれたりしたのを見ていた。清藤氏と江藤氏は旧制五高の同期生だったが、反対運動をやめることなど「とてもできなかった」という。「集会でもデモでも、役員の人たちが呼びに来て、行かんならおこらるっですもん。反対せんなら村八分だった」（熊本日日新聞社2004）という状況であった。

母親が恵楓園入園者で当時小学2年生だった奥晴美氏は、通学問題が表面化するまでは近所の子から差別された覚えはなかったが、反対運動が始まってから、近所の子どもたちも一変したという。

「らい病の子、らい病の子。うつる、うつる、寄るな」と言い、男の子たちが奥さんに石を投げつけたという。以来、恵楓園にいる母親と面会するたびに「寄るな、うつる」と泣きわめくようになり、「私自身も、怖い病気だという意識を植え付けられてしまった」のだった（熊本日日新聞社2004）。

熊本市教育委員会は、龍田寮1年生4人を熊本大学で再検査させるとの調停案を示した。だが、4月27日に実施された検査で一人が要観察となった。必ずしも通学に問題がなかったにも関わらず、反対派の運動の中で一名の通学が困難となった。5月には、熊本市教育委員会が『御父兄の皆様へ』を発表し、あらためて通学に問題がないことを訴えるとともに、3名通学の経緯についてもふれた。5月7日に黒髪小が開校し、3人が登校した。1ヶ月遅れの始業式であった。前校長の病気入院によりあらたに小崎東紅氏が校長に就任したが、いっこうに反対運動はやまなかった。市教委は、9月から龍田寮2年生以上の児童の通学させる方針を出したが、これに対して反対派は6月に「黒髪会」という住民組織を結成し、「龍田寮自体を廃止し、児童は他の養護施設に分散収容させる」との主張を始めていった。これは事実上、龍田寮児童の全面入学を拒否するというものであった。さらに、「らい予防法」第26条の秘密保持条項を引き合いに出し、「龍田寮の存在自体がらい予防法に抵触

第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任(2)

する」との主張を始め、その結果、市教委は9月からの通学を取りやめざるを得なくなった。この間の市教委や県教委などの対応は、不十分な点はあるにせよ、龍田寮の子どもたちに対する教育保障を実行しようとしてきた。しかし、反対派は、政治的な思惑も含めて、政治的圧力と暴力による問題行動をとってきたのである。

3) 国会討議と事件の「解決」

この問題は、通学賛成派が1954年9月に国会に対して通学を認めるよう陳情したことがきっかけとなり、国会討議へと舞台を移した。10月7日には、参議院文部委員会で参考人聴取が実施された。参考人は宮崎松記(菊池恵楓園園長)、岡本亮介(熊本市教育委員長)、瀬口龍之介(PTA会長)、福永勝旗(鉄道学園理事・PTA賛成派)、近松照喜(元警察官・PTA反対派)の5名であった。

委員会を傍聴した江藤氏は、委員はおおむね賛成派に同情的であり、「賛成派の意見は認められた」と感じたという。実際、議事録を読み返しても、質疑のやり取りは明らかに反対派の非を問うものであった。しかし、岡本教育長が「解決案を持っている」と発言をしたこともあり、最後には、堀末治委員長も「今さら私たちが結論を出さずとも、既に結論が出た感じだ」と述べ、問題はふたたび熊本へ戻されることになった。国会がはっきりとした判断を打ち出す形にはならなかったために、反対派は「国会でも自分たちの言い分が認められた」と宣伝を盛んに行った。結局、国会討議によって問題を解決することはできなかった。

10月22日、熊本市教委から恵楓園に解決原案が示された。協議・修正を経て11月14日に合意した内容は、①1955年度から龍田寮の新1~3年生は黒髪小に通学させる。②新4年生以上は従来通り、龍田寮分校で教育する。③龍田寮は1957年度限りで閉鎖するというものだった。この案は、問題発生当時からみれば大幅に後退するものではあったが、菊池恵楓園入所者と賛成派は「反対派がのむならば」と受諾し、1955年1月10日には、厚生省・文部省・参議院文部委員会に報告された。しかし、反対派は1月12日に臨時総会を開いてこの解決案さえも拒否し、1月23日には「入学を強行すれば再び同盟休校を行う」との決議を行った。こうした反対派の動きの背景には、浜野規矩雄氏(藤楓協会専務理事、元厚生官僚)の存在があった。浜野氏は、「東京などに新たな保育施設を開設し、龍田寮の児童を分散収容する」(藤楓協会の組織決定ではない)という自身の案を反対派に示していた。浜野の行動は、慶応大学出身の浜野氏と京都大学出身の宮崎園長との厚生省内での学閥争いとも言われている。そこには当事者である「子ども」の存在はなかった。

2月2日には反対派3人が市教育庁舎前でハンストを行い、各教育委員の自宅にも反対派が連夜面会を求めて押しかける騒ぎとなった。問題は、泥沼化の様相を呈することとなった。

問題が「解決」の方向に動いたのは、岡本亮介(熊本市教育長)と瀬口龍之介(黒髪小PTA会長)によって提示された解決案であった。それは、1955(昭和30)年度入学予定の龍田寮の新1年生4人(うち、1人は入学前に両親の意向で他園の保育所に転出)を、熊本商科大学構内にある高橋守雄・熊本商科大学学長の自宅に引き取り、黒髪小に通学させるというものであった。これは、市教育庁に押しかけた反対派の「龍田寮以外の場所からなら、校区外でも受け入れる」との話を言質にしての苦肉の策だった。この案を一部の反対派が拒否したため入学式が一週間延期されたもの

第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任（2）

の、4月18日に新1年生3人は妨害もなく入学した。該当の子どもは学長とは別棟で生活し、世話は龍田寮保母が泊り込みで行った。当時の児童の一人であった川代清美氏は、入学式のときの写真がなぜか「鉛筆で私の顔だけくちやくちやくつぶしてある」という。彼女は、2年生に進級する前に熊本県内の児童養護施設に引き取られた。しかし、それは当初からの予定であった。1954年度入学の生徒も含め、龍田寮の入学児童で黒髪小学校を卒業した子どもは一人もいなかったのである。子どもたちは、すべて一般の養護施設等に引き取られ、龍田寮も廃止された。こうして一連の共学拒否問題は「解決」させられた。これは、ハンセン病への差別・偏見に基づいて、子どもたちの教育権・学習権を剥奪した事件で、国・県が責任をもって対処しないままの「解決」策は、ハンセン病患者とその子ども（未感染児童）へのいわれのない偏見を温存させることになった。

2. 共学拒否事件にかかわるいくつかの問題

第一の問題は、国籍差別である。寮母・森三代子氏の回想によれば、「今でも思い出すたびに胸が締め付けられる」とことがあるという。1955年2月22日に龍田寮にいた二組の姉弟4人を熊本市島崎にあったカトリック系の児童養護施設「聖母愛児園」に移した。当時姉二人は6歳。小学校入学直前の、高橋学長の調停案が示されていた時期に転出させたが、実は、この子どもたちは朝鮮人であった。「朝鮮人子弟の通学についての請願」（1955年1月8日付、宮崎園長から岡本市教育委員長宛）として、二人の姉の名前が記載されていた。宮崎・岡本懇談記録によれば、「反対派は龍田寮児童中、朝鮮人はその故をもって黒髪校入学は拒否すると主張（ただし、岡本委員長は市教委の立場で解決すると言明）」していたのである。「新1年生6名中2名の朝鮮人児童は、黒髪校通学困難のため市教委の希望並びに親権者の同意により転出」（2月22日付記録）とある。つまり、55年度の黒髪小入学予定者は実は6人で、そのうち2人は国籍で差別されていたことになる。黒髪校事件のもっとも詳しい公開資料とされている熊本市教育委員会編『熊本市戦後教育史』でも、55年度の新入学予定者は「4人」と記されている。二人は初めからいなかったことにされているのである（熊本日日新聞社2004）。

第二の問題は、龍田寮廃止と分散收容の問題である。児童養護施設への分散收容によって問題が解決したわけではなかった。龍田寮は1957（昭和32）年に廃止されてしまった。子どもたちは、潮谷総一郎（故・慈愛園園長）のとりまとめで、県内の児童養護施設に分散收容されることになったが、「できるだけ患者の出身地で処理させる」との恵楓園の方針で、親戚に引き取られた子が多かったという。しかし、もともと親戚が引き取らなかったために、龍田寮で保育されていた子どもたちであり、「親戚に無理に押し付けた例が多かった」ようである。親戚のもとに行ったが苦労を重ね、「中には自殺した子もいる」という。「事件は鎮静化したけど、決して解決などと言えるものではなかった」のである（熊本日日新聞社2004）。

第三の問題は、入学賛成・推進側の限界についてである。まず、菊池恵楓園の入所者の動きであるが、活動は子を思う親の情を綴った反対派への手紙などが中心であった。集会でもテープに録音した「訴え」での参加であり、「らい予防法」闘争と比べて目だった運動をしていない。理由は、「園外にいる龍田寮の子どもたちは、人質に取られているようなもの。活発な運動を展開して、かえっ

第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任（2）

て外部の反発を強めてはと自重した」からであった。次に、PTA 賛成派の運動である。「龍田寮の子どもたちは、患者ではないから感染の危険はない」と強調するもので、強制隔離の誤りまで十分に踏み込んでいなかった。むしろ、隔離政策を支える主張も垣間見えた。賛成派のひとつである九州 MTL（救らい協会）発行のビラは改正「らい予防法」の枠内に押し込められたものだった（藤野豊 2003）。これには、「入所者を今、社会復帰させれば、黒髪校事件のような差別に遭う。入所者の生活を守るためには、予防法は必要なのだ」との宮崎園長発言も大きく影響していた。

第四の問題は、龍田寮の子どもへの同情論である。「保護者が癩療養所に入る時に引き取る人がなかつた気の毒なこれ等の龍田寮児には特別の愛情をこそ世人は注ぐべきである」、「保護者と離れ幼児から寮生活をしている子供が人格形成の最も最重要期に小学校まで一般学校から拒まれて、隔離された寮内で寮生だけが勉強する事が彼等の社会性の発達を如何にメチャメチャに阻み精神的不具にして知育や体育のみどんなに完備した施設を施しても人格を片輪にする事は纏足教育とでも云う可であろう。完全な教育の為には一般学校に入れる可である」（江藤安純 1954）。「龍田寮を病気の子どもを隔離する所でもあるかのように誤解しておられる方もありますが、内容は一般の養護施設と同じく、気の毒な子ども、しかも、病気でない健康な子どもを世話するところです」と岡本亮介（熊本市教育長）が述べたように、あくまで「気の毒な子ども」に対する同情を基調とする考えにとどまっていたからである。

3. 教育関係者の対応

この共学拒否問題は、日本国憲法や教育基本法、そして「らい予防法」の差別禁止条項などを根拠として、入学の妥当性が焦点の一つとなった。熊本市教育委員会をはじめ、文部省も、通学賛成の立場をとった。しかし、PTA の政治的圧力と暴力による反対を前にして、龍田寮の廃止、子どもたちの分散収容という結果に終わった。そして、それは何よりも子どもたちに大きな心の傷をつけることとなった。

当時九州女学院の教頭であり賛成派の中心であった江藤安純氏は、PTA によって引き起こされたさまざまな混乱が、「学童の純真な心や学習意欲を奪い去り健全な家庭の学童に対してさえも登校を恐ろしいおつくうなものとして了た」こと、その原因はハンセン病に対する理解が十分なされていなかったこと、「未感染」であることが、「不当な恐怖心」を広げたこと、それが「癩に対する恐怖心は患者の親族が差別されてもやむを得ないと云う感情と考え方を生み出した」こと、さらに「義務教育の学童の選択や入学の権利をあたかも PTA が持っているかのような観念」を持っていたこと、などを指摘していた。また、「義務教育妨害」を行った「PTA 非合法派」の人びとに対してと共に、黒髪小学校の教職員を「積極的に助けようとはしなかった教職員組合」も、「同労者に対する友情を疑われる」と批判した。「PTA は学校に奉仕するもの、教組は教職員に奉仕するものとの通念を裏切った」ことが問題の背景にあった（江藤安純 1954）。

1955（昭和 30）年 4 月 9 日に熊本市教職員組合は、新一年生の父母に対して「お願い」のチラシを作成した。「大人の感情や対立の中にまきこんで不幸にしないよう、切に希望してやみません」「お子様方を再び昨年のような悲しい目に合わせないようにしましょう」という呼びかけであった

第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任（2）

が、基本的には静観の立場を出るものではなかった。

いわゆる教育学関係者、教育学会の対応はまったくといってよいほど見られない。

五 ハンセン病問題と教育界

1. ハンセン病に関する教科書記述

1) 子どもたちのハンセン病理解

ハンセン病に対する正しい理解を広めるうえで、教育の果たす役割は大きい。1970（昭和45）年に、国立栃木療養所の持田忠厚生技官が、栃木県下の男女高校生 1980 人を対象にして「現代の若い世代がハンセン氏病に対してどのような理解を示しているか」というアンケートを実施した。「全患協ニュース」（昭和45年7月1日号）には、その調査結果の要約抜粋が掲載されている。そこで持田は、保健衛生の授業の影響が大きいと分析しているが、その結果を見ると「病気の性質」の質問で、遺伝病と思っているものが20%、原因不明の悪病と捉えている者が21%もある。保健衛生の教育指導は果たして適切な内容なのか疑われる。さらに、ハンセン病については「新聞・小説・雑誌で知った」ということからそれらの言語情報の与える内容も問題となった（全国ハンセン氏病患者協議会1977）。

このアンケートによれば、学校教育における学習と知識の獲得をめぐる問題が影響していることがわかる。生徒の理解だけでなく、教師の理解・認識も問われてくる問題で、以下、教科書記述を例にして検討を加えることとしたい。

2) 「保健・体育」教科書・指導書でのハンセン病記述

1958（昭和33）年の『保健』（高等学校保健体育）の学習指導書では、巻末の医学用語解説において、「らい」の項目について次のように記されていた。「1871年、ハンセンによって発見された。らい菌の感染による慢性伝染病である。潜伏期が長く、数年から20数年にも及ぶため、伝染経路の確知がむずかしく、また家庭内伝染が多いので古くは家系的遺伝病と考えられていた。きわめて弱い病原菌の接触感染が原因であるから、完全な隔離を行えば、たとえ親子の間でも伝染発病することはない。ヨーロッパではきわめて早くから隔離策をとって、今日ではほとんどあとが絶えたといわれるが、わが国ではまだ残っている。症状によって、斑紋らい、神経らい、結節らいに分けられ、重くなると、たいてい混合らいとなる。この程度に進むと顔面、四肢等の皮膚、神経組織が著しく侵され、腫瘍、四肢末端の喪失、脱毛などを起こし、症状は悲惨である。大楓子油の投与が唯一の治療法とされていたが、最近、プロミンの応用が特効あることが明らかにされ、明るい見通しが持たれるようになった（『保健体育〔保健編〕学習指導書』開隆堂出版、1958年）。

「明るい見通し」があるにせよ、「完全な隔離」を行えば感染しないとの記述がなされていた。全患協が中学校保健体育の教科書および教師用指導書におけるハンセン病に関する記述を問題視したのは、1970年代に入ってからのものであった。そこでは、以下のような記述が問題になった。